

NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ  
関駅周辺整備調査特別委員会の設置について

次のとおり、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を  
含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡  
地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 付託事件名 NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡  
地を含む一ノ関駅周辺整備による市民生活及び地  
域経済への影響と対策等に関する調査
4. 調査期間 調査が終了するまで閉会中も継続して行うことが  
できる
5. 委員の定数 全議員
6. 費 用 必要のつど、委員を派遣し費用を弁償する